

2021年9月17日

水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する水際強化措置の開始について
(新型コロナウイルス関連)

- 9月17日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C125.html

- 本件措置の主な点をお知らせいたしますので、日本へのご帰国等の際には、ご留意いただくとともに、最新の情報をご確認ください。

「水際強化措置に係る指定国・地域一覧(令和3年9月17日時点)」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100235162.pdf>)

「水際対策強化に係る新たな措置(17)」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100235163.pdf>)

9月17日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。本件措置の主な点は以下のとおりです。

- 今般、ウズベキスタンが、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域 (designated countries/regions in response to coronavirus infection other than coronavirus variants of special treatment on border measures)」として指定されました。
- ウズベキスタンから日本への入国者については、**検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機(入国日を含めない)**が求められることとなりました。
- 入国後3日目(入国日を含めない)に検査を行い、いずれの検査でも陰性と判定された場合は、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、**入国後14日間の残りの期間につき自宅等待機**が求められることとなります。
- 本件措置は、**9月20日午前0時から実施**される予定であるところ、当地から日本への渡航を計画されている方は、ご注意ください。また、最新の情報についてもご確認をお願いします。

※外務省感染症危険情報発出国については外務省海外安全ホームページを御確認ください。

(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

※査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

※水際対策に係る新たな措置については厚生労働省ホームページをご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から:0120-565-653

海外から:+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

○在ウズベキスタン日本国大使館 領事部

住所:Tashkent city, Yashnabad dist.Sadyk Azimov str., 1-28

電話:(代表)+998-78-120-8060(内線 25)

ホームページ:https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話:(代表)+81-3-3580-3311, (内線)2902, 2903

(以上)